

## 特殊建築物定期調査報告の対象となる建築物について

倉敷市建設局建築部建築指導課

令和元年6月25日施行の改正建築基準法により、特殊建築物定期報告の対象となる建築物は延べ面積が200㎡を越えるもの、かつ下記一覧表に該当するものとなりました。  
また用途変更等により、定期報告の対象となる場合があります。

### ■ 定期調査報告の対象となる特殊建築物と報告の時期

下記のいずれかに該当するもの

NO.	用途	市細則で定める規模	政令で定める規模※1	報告時期
1	劇場 映画館 演芸場	・これらの用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。	平成29年度以後 <u>3年ごと</u>
2	観覧場 (政令にあっては屋外観覧場を除く。) 公会堂 集会場	・これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡(屋外観覧席にあっては1000㎡)を超えるもの	・当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が200㎡以上のもの。 ・主階が1階にないもの。 (劇場・映画館・演芸場に限る。)	
3	病院 診療所 (患者の収容施設があるものに限る。) 児童福祉施設等	・これらの用途に供する部分の床面積の合計が600㎡を超えるもの。 ・3階以上の階をこれらの用途に供するもの。	・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。 ・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの。(児童福祉施設等は高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物と読み替える。)※2	平成30年度以後 <u>3年毎ごと</u>
4	旅館 ホテル		・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。 ・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの。	平成30年度以後 <u>3年ごと</u>
5	体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場, スポーツの練習場 (学校に付属するものを除く。)	—	・3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもの。	平成30年度以後 <u>3年ごと</u>
6	百貨店, マーケット, 展示場, 飲食店(風営法の適用受けしないもの), 遊技場又は物品販売業を営む店舗	・階数が3以上で, かつ, これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの ・これの用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。 ・当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの。 ・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの。	平成28年度以後 <u>3年ごと</u>
7	キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, 舞踏場, 公衆浴場(個室付浴場に限る。), 待合, 料理店, 飲食店(風営法の適用を受けるものに限る。)		・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。 ・当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの。 ・2階における当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以上のもの。	平成28年度以後 <u>2年ごと</u>

裏面あり

※1 政令で定める建築物は避難階以外の階を当該用途に供するものです。  
建築基準法改正(平成28年6月1日施行)により報告の対象となったもの。

※2 政令で定める病院, 有床診療所については2階の部分に患者の収容施設がある場合に  
限られます。

また, 高齢者, 障害者等の就寝の用に供する建築物には, 以下の建物が該当します。

- ・共同住宅及び寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二, 第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業, 若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)
- ・助産施設, 乳児院, 障害児入所施設
- ・助産所
- ・盲導犬訓練施設
- ・救護施設, 更生施設
- ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所, 介護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)
- ・養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム
- ・母子保健施設
- ・障害者支援施設, 福祉ホーム, 障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

■調査できる資格者は

一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者となります。

※建築物調査員資格者証の交付を受けられている方で, その資格により報告を行う場合には, 資格者証の写しを報告書に添付し提出をお願いします。

■定期報告の提出先

提出先	所在地	電話番号
倉敷市建設局建築部 建築指導課 指導係	710-8565 倉敷市西中新田640番地	086-426-3501